

災害廃棄物安全評価検討会（第16回） 議事要旨

日時：平成25年3月4日（月）18:00～20:00

場所：TKP赤坂ツインタワーカンファレンスセンター ホール7A

出席委員：大垣座長、井口委員、大迫委員、大塚委員、酒井委員、新美委員、森澤委員、山西委員

オブザーバー：厚生労働省 安全衛生部 電離放射線労働者健康対策室 安井室長補佐
国土交通省 水管理・国土保全局 下水道企画課 斎野課長補佐
原子力規制庁 大上安全規制管理官補佐
福島県 生活環境部 和田主幹
独立行政法人原子力安全基盤機構 核燃料廃棄物安全部 加藤部長
独立行政法人日本原子力研究開発機構
安全研究センター 廃棄物安全研究グループ 木村研究主幹
財団法人日本環境衛生センター 藤吉常務理事
財団法人日本分析センター 池内理事

環境省：南川事務次官、谷津地球環境審議官、鈴木官房長、水・大気環境局 小林局長
奥主大臣官房審議官、福島除染推進チーム 西山次長
廃棄物・リサイクル対策部 梶原部長
廃棄物・リサイクル対策部企画課 坂川課長
廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課 山本課長
廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課 廣木課長
廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課適正処理・不法投棄対策室 吉田室長
廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課 高澤計画官

※会議は公開で行われた。

議 題

1. 開会

南川事務次官から挨拶。

2. 廃棄物関係ガイドラインについて

ア. 環境省から、資料2-1に基づき、廃棄物関係ガイドラインの改定方針について説明があった。さらに資料2-3に基づき、特定廃棄物関係ガイドラインの案について、基準適合廃棄物の収集・運搬の基準や特定廃棄物の埋立処分の基準等を記載した旨、説明があった。

イ. 委員から、資料2-3, P82の5.2に記載のある埋立てのための前処理は、廃棄物によっては前処理により飛散するおそれがあるかもしれないが、必ず行うのか質問があった。環境省から、P99に記載のある通りあらかじめ廃棄物の種類に応じて前処理を行うこととの説明があった。

- ウ. 委員から、P96、図 5-9 にある屋根付き処分場については不透水性の土壌層を要しないとあるが、暴風などで屋根が飛んだような場合に雨水浸透に対する予防策はいいのかという質問があった。環境省から、屋根付き処分場は降水量が多い地域において排水処理施設の負荷を低減することを目的に設置されており、災害時においても最低限必要な構造は有しているとの回答があった。
- エ. 委員から、前処理で固型化をすることでその後の処理がしにくくなる可能性もあるが、固型化をしなくてはならない基準というものはあるのか質問があった。環境省から、原則はあらかじめ固型化をすることが規定されているが、平成 24 年 1 月 13 日付け環境省告示第 3 号に記載の溶出量基準を下回る場合又は遮断型最終処分場に埋め立てする場合には固型化は不要となると回答があった。
- オ. 委員から、本ガイドラインにおける「最終処分場の廃止」の定義について質問があった。環境省から、廃棄物処理法上は浸出水の水質等が安定化し浸出水処理等の管理が必要なくなる時点を廃止とするが、特措法での廃止については今後の検討課題であるとの回答があった。
- カ. 環境省から、資料 2-2 に基づき、放射能濃度等測定方法ガイドラインの改定案について、初版以降の告示を反映させたこと、実測時の留意事項等を記載した旨、説明があった。
- キ. 委員から、P3 の測定機器の校正に関する記載のうち、基準の機器との差が平均して 20%以上であると信頼性がないとなっているが、JIS規格には(15+U)%とあり、U=5 と考えた時、最大 40%の偏差まで認めるということになるのでは、との質問があった。環境省から、元々の考え方を確認すると回答があった。
- ク. 委員から、運搬する場合の線量測定について、ドライバーの被ばく線量測定はどのようにするのか、質問があった。環境省から、電離放射線障害防止規則があるので、ガイドラインに記載が必要かどうかを含めて検討すると回答があった。
- ケ. 委員から、ろ紙の詰め方によっては検出効率が異なるなど細かな留意点もあるが、当該ガイドラインの記載について、どの程度詳細に記載する性質のものなのか、質問があった。環境省から、特に放射能濃度測定は専門の業者が実施することから、測定業者にとって必要な記載のみにとどめている旨の回答があった。
- コ. 委員から、P45 の 5.2 測定結果の管理の備考 2 にある、「それぞれ 20, 30 で除し」というのは、「それぞれ 60, 90 で除し」ではないかという指摘があった。環境省から、記載誤りであり、修正すると回答があった。
- サ. 廃棄物関係ガイドラインは必要な修正・確認を行った後に、確定版とすることで了承された。

3. 管理型処分場における埋立処分事業について

- ア. 環境省から、資料 3 に基づき、管理型処分場における埋立処分事業における、安全対策と安全性評価の考え方について説明があった。続いて独立行政法人日本原子力研究開発機構から、参考資料 1 に基づき、埋立処分に係る線量評価の計算方法について説明があった。
- イ. 委員から、被ばくリスクが最も高くなるのは、交通事故等で積荷が撒き散らされる場合ではないかと思うが、それを考慮したリスク評価はしなくてよいのか、という質問があった。独立行政法人日本原子力研究開発機構から、事故時に流出する廃棄物の形状が一定でないことから、線源の形状を特定できず、安全評価の試算をすることは困難ではないかとの意見があった。環境省から、事故で廃棄物が流出した場合にも短時間で処理すれば被ばく線量は小さいと考えるが、リスクについて数値で示すべきで

あるとのご指摘であるため、独立行政法人日本原子力研究開発機構とも協議して検討したいとの回答があった。

- ウ. 委員から、雨天時の埋立作業について、埋立てを中断するのか質問があった。環境省から、雨水と触れさせないために中断するが、具体的な判断となる降雨量等はこれから検討していくと回答があった。
- エ. 委員から、埋立てと埋設と2種類の記載があるが、同じ意味で使っているならまとめるべきであると指摘があった。環境省から、記載を統一すると回答があった。
- オ. 委員から、スライド3の事業概要の表について、環境モニタリングを実施するだけでなく、その評価を行っていく必要があるのではないかと指摘があった。環境省から、評価も行っていくと回答があった。
- カ. 委員から、資料3はどのような使い方をするのか質問があった。環境省から、指定廃棄物の最終処分場は新設する場合と既存の管理型最終処分場を活用する場合があるが、当該資料は既存の管理型最終処分場を活用する場合の安全の確保について整理したもので、関係者への説明の際などに用いる予定であると回答があった。
- キ. 委員から、処分場の廃止や浸出水処理をいつまで続けるのかという点を議論する際には、隔離層の遮水機能の維持や埋立終了後の隔離層等の健全性について、放射線量が低減するまでの期間を考慮しつつ、今後十分に議論して進めるよう助言があった。環境省から、長期にわたっての管理のあり方について、検討していくと回答があった。
- ク. 委員から、スライド15の浸出水処理施設での対応は、既存の排水処理プロセスに追加することを考えているのか、もしそうなら既存の排水処理プロセスによる処理状況を確認することが必要と指摘があった。環境省から、指摘の通り対応していくと回答があった。
- ケ. 委員から、固型化する基準となる溶出のしやすさはいつの時点で測定するのか、質問があった。環境省から、測定の理想は埋立て直前だが、ある程度埋立ての前であっても放射線量の減衰などもあることから、数値は安全側に見られると考えていると回答があった。
- コ. 委員から、固型化が必要な廃棄物の割合は全体に対してどれくらいか質問があった。環境省から、少ないと考えているが、具体的な数量は今後精査すると回答があった。
- サ. 委員から、この埋立処分事業を担保するための方法について質問があった。環境省から、当該埋立処分事業は特定廃棄物の処分を行うものであるため、特措法で国が処分すべきものであり、環境省が直接確認しながらすすめていくと回答があった。委員から、立法論としては違反があった場合に行方者に対する罰則についても今後考えていく必要があると指摘があった。

4. 閉会

谷津地球環境審議官から挨拶。

配付資料

- 資料1 第16回災害廃棄物安全評価検討会 出席者名簿
- 資料2-1 廃棄物関係ガイドラインの改定方針等について
- 資料2-2 放射能濃度等測定方法ガイドライン（修正案）
- 資料2-3 特定廃棄物関係ガイドライン（案）

資料 3 管理型処分場における埋立処分事業について

参考資料 1 管理型最終処分場への 10 万 Bq/kg 以下の指定廃棄物の埋立処分に係る線量評価について

参考資料 2 災害廃棄物安全評価検討会（第 15 回）議事要旨

参考資料 3 災害廃棄物安全評価検討会（第 15 回）議事録